各都道府県私立学校主管課 御中

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

私立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)に係る留意事項について

標記補助金に係る令和6年度の事業計画については、令和6年1月24日付け5 ス参地第12号において提出を依頼したところでありますが、当該事業計画書の作 成及び標記補助金の事務処理については、下記のとおりといたしますので、十分ご 留意願います。

記

1. 補助対象事業については、<u>補助金の交付内定を受けた後に事業に着手し(施工業者との契約を含む)、原則、当該年度の3月31日までに対象の建物等の引き渡しを受ける事業</u>とする。(<u>単年度事業のみを対象</u>とする。)

なお、以下の事業は補助対象外とする。

- ・令和5年度以前に事業着手(契約含む)している複数年事業
- ・令和6年度の事業内定前に事業着手(契約含む)した単年度事業なお、採択方針については別紙のとおりとする。
- 2. 同一の学校法人から複数の事業申請がある場合は、必ず優先順位を付すこと。 また、<u>令和6年度についても事務費については補助対象経費としないこととす</u> るので、その旨も併せて学校法人に周知すること。
- 3. 申請額については、別添1「補助対象経費一覧表」及び別添2「複合施設に おける対象外経費算出方法」に基づき、精査すること。